

あいの里ヘルパーステーション

# 運 営 規 程

社会福祉法人 敬信福祉会

## あいの里ヘルパーステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬信福祉会が設置するあいの里ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定訪問介護（以下「訪問介護」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護の提供を確保することを目的とします。

### (訪問介護運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めます。
  - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
  - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
  - 5 前4項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

### (事業の運営)

第3条 訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行いません。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 あいの里ヘルパーステーション
- (2) 所在地 大阪府大東市幸町1番7号

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1名(常勤・サービス提供責任者兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。

(2) サービス提供責任者 1名

- ①訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ③訪問介護員に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ④訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 3名

ただし、業務の状況により、増員できるものとします。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき訪問介護の提供に当たります。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとします。

(1) 営業日 月曜日～日曜日

但し、年末12月30日から年始1月2日までは休業とします。

(2) 営業時間 午前9時～午後6時

(3) サービス提供時間 原則、午前9時から午後6時までとします。

但し、午前9時以前および午後6時以降の派遣が必要な場合は、上記の限りではありません。

(訪問介護の内容)

第7条 本事業所で行う訪問介護の内容は次のとおりとします。

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換

- ④移動・移乗介助、外出介助
  - ⑤その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
- ①調理
  - ②衣類の洗濯、補修
  - ③住居の掃除、整理整頓
  - ④生活必需品の買い物
  - ⑤その他必要な家事
- (4) 通院等のための乗車・降車の介助

(訪問介護の利用料等)

第8条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとします。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- (1) 事業所から片道10キロメートル未満 500円
- (2) 事業所から片道10キロメートル以上 1,000円

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付します。

4 訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容および支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとします。

5 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大東市、四條畷市、寝屋川市、東大阪市とします。

(衛生管理等)

第10条 訪問介護員等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

2 訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

3 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(苦情処理)

第12条 訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、提供した訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。

3 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務の執行体制についても検証、整備します。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

4 事業所は、訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとします。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬信福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成18年9月28日に制定し、平成18年11月1日から施行する。

附 則

平成12年4月1日制定施行の訪問介護事業所あいの里竜間の運営規程は、平成18年10月31日で廃止する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日一部改正し、即日施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日一部改正し、即日施行する。(介護報酬改定による改正)